

横浜市こども青少年局会計年度任用職員（児童相談所心理判定員：月額）募集案内

1 職務内容：児童相談所における心理判定等

※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

2 応募資格

（１）横浜市療育手帳制度で用いるビネー式知能検査など心理判定の技術を有する者

（２）次のいずれにも該当しないこと

- ・児童福祉法、刑法、その他児童福祉に関連する法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行った者
- ・過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことがある者、職務上の不適切行為のあった者

3 募集人数：１名

4 勤務条件および報酬

（１）任用期間：令和８年４月１日～令和９年３月３１日

※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。（最大４回）

（２）勤務時間：８：３０から１７：００。休憩時間は１２時～１３時。

（３）勤務日：土曜日、日曜日及び週１日所長が定める日を除く週４日。（国民の祝日及び年末年始の閉庁日を除く）

（４）勤務場所：横浜市西部児童相談所

（横浜市保土ケ谷区川辺町５－１０／相鉄線星川駅下車 徒歩３分）

（５）給与：２２７，２００円／月額（令和７年度実績額です。任用期間中に報酬費が変更となる可能性があります）

期末・勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給

（６）休暇：年次休暇、夏季休暇等

（７）社会保険：横浜市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入

（８）その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づきます。

5 応募方法

書類提出期限（郵送または持参にてお申込みください）

令和8年2月27日（金）13時必着。

提出書類（様式はホームページよりダウンロード、または西部児童相談所窓口でもお渡しします。）

ア 履歴書及び選考申込書（所定の様式）

イ 作文（所定の用紙）

ウ 資格を有していることを確認できる書類（写し可）

※ ご送付いただいた情報は採用選考においてのみ使用します。

※ 申込書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

6 選考方法 提出書類による第一次選考で合否決定した上、第二次選考として面接を実施します。第一次選考合格者には面接日を連絡します。

7 面接選考（第二次選考）

（1）日程：令和8年3月5日から6日の予め指定した日時。

※ 日時の詳細は第一次選考の書類選考に合格された方のみにご連絡します。

（2）会場：横浜市西部児童相談所

（保土ケ谷区川辺町5-10／相鉄線星川駅下車 徒歩3分）

8 合否決定通知：選考終了後、3月中旬以降に郵送にて連絡します。

9 雇入時健康診断：採用後に健康診断を受診していただきます。詳細は、内定された方にお知らせします。

10 その他：本件は、令和8年度予算が横浜市会において議決されなかった場合は、選考に合格されても採用されないことがあります。

お問い合わせ先・書類郵送先
横浜市保土ケ谷区川辺町5-10
横浜市西部児童相談所
担当 相原、佐瀬、三宅
電話 045-331-5471